

フレンドホーム制度実施要綱解説

平成31年1月1日

目次

1	フレンドホームの条件について	1
(1)	フレンドホームの条件 (1)	1
(2)	フレンドホームの条件 (2)	1
(3)	フレンドホームの条件 (3)	1
(4)	フレンドホームの条件 (7)	2
(5)	フレンドホームの条件 (8)	2
(6)	フレンドホームの条件 (9)	2
2	その他について	2
(1)	年齢要件 (基準なし)	2
別紙	住生活基本計画 (全国計画) による世帯構成員別の最低居住面積水準及び 東京都が必要と考える居室数の目安	4

1 「5 フレンドホームの条件」について

(1) フレンドホームの条件 (1)

フレンドホームの登録の申込みを希望する者（以下「申込者」という。）は、都内に在住していること。ただし、申込者の居住地が都外であっても施設の所在する市町村又は隣接する市町村等であって、当該施設長がフレンドホームとの交流状況を把握できる場合においては、この限りでない。

【解説】

ア 「施設の所在する市町村又は隣接する市町村等」の「等」には、フレンドホームが交流児童の送迎が行える場合においては、申込者の居住地が施設の所在する市町村又は施設の所在する市町村と隣接していない場合も含まれる。

(2) フレンドホームの条件 (2)

申込者は、心身共に健全であること。

【解説】

ア 「心身共に健全であること」とは、児童との交流に必要な「健全」さであり、疾病等を有していても、児童との交流に差支えがなければ、この要件を満たす。
イ 申込者がおおむね65歳以上の場合は、1年以内に発行された健康診断書の提示等により、疾病等の状況を確認する。

(3) フレンドホームの条件 (3)

申込者は、子供と適切に交流できると認められ、かつ、申込者と起居を共にする成人の親族等（以下「成人の親族等」という。）を有していること。ただし、成人の親族等がない場合であっても、子供と適切に交流できると認められる特段の事情があるときはこの限りではない。

【解説】

ア 親族以外の同居者については、その同居状態の安定性、継続性を十分に考慮した上で「成人の親族等」の「等」に含めることは差し支えない。
イ 「同居状態の安定性、継続性」については、必要に応じ住民票や各種証明書類等の提示を求めるとともに、同居に至った経緯や同居年数等を確認する。
ウ 「子供と適切に交流できると認められる特段の事情」には、例えば以下のよう
な事例が考えられるが、個々の状況を踏まえ、総合的に判断する。
・保育士や児童福祉司等で長年勤務した後、定年退職となったなど、児童の福祉に深い理解があり、時間や経済的に余裕がある方
・ひとり親として養育経験があり、児童の養育が可能な方
・東京都もしくは他自治体で、里親として委託児童を養育した経験がある方

(4) フレンドホームの条件 (7)

申込者の家庭及び住居の環境が、児童の保健、教育、その他の福祉上適当であり、住居の広さ、間取りについては、実子、委託児童及び交流児童の年齢、性別、人数や家族の構成に応じた適切な環境が確保されることが見込まれること。

【解説】

- ア 住居の広さについては、原則として「住生活基本計画（全国計画）（平成 28 年 3 月 18 日閣議決定）」に定める最低居住面積水準（別紙）を満たしていること。なお、算定する際の世帯構成員には、児童との交流を想定し、10 歳以上の児童 1 名を加える。
- イ 「委託児童」とは、フレンドホーム申込者が里親登録をしている場合に、児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、当該申込者に委託されている児童のことをいう。
- ウ 現時点及び児童と交流を開始した場合の各居室の用途を確認する。
- エ 住居の広さ、間取りについては、住宅の平面図等により確認する。ただし、平面図等による確認ができない場合には、面積や間取りが確認できる間取図を徴し、確認する。

(5) フレンドホームの条件 (8)

申込者は、児童の交流に関し虐待等の問題がないこと。

【解説】

- ア 「虐待等」とは、児童虐待その他児童の心身に有害な影響を与える行為をいう。

(6) フレンドホームの条件 (9)

申込者又は同居人が、次の各号のいずれかに該当していないこと。

ア～ウ 略

エ 児童虐待の防止等に関する法律第 2 条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

【解説】

- ア エの「その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者」には、例えば、刑法第 22 章（同法第 184 条除く。）の罪を犯した者その他これらに準ずる行為をした者などが含まれる。

2 その他について

(1) 年齢要件(基準なし)

【解説】

- ア 申込者がおおむね 25 歳以下の場合、児童養育の経験や児童福祉施設等での

従事経験の有無を確認する。

イ 申込者がおおむね65歳以上の場合は、1年以内に発行された健康診断書の提示等により、疾病等の状況を確認する。(再掲)

■ 住生活基本計画(全国計画)による世帯構成員別の最低居住面積水準 及び東京都が必要と考える居室数の目安

1 面積(住戸専用面積・壁芯)は、以下のとおりとする。

$$10\text{m}^2 \times \text{世帯人数} + 10\text{m}^2$$

※ 上記の式における世帯人数は、3歳未満の者は0.25人、3歳以上6歳未満の者は0.5人、6歳以上10歳未満の者は0.75人として算定する。

※ 世帯人数には、児童との交流を想定し、10歳以上の児童を1名加えること。

2 必要居室数の目安(LDK除く)は、以下のとおりとする。

大人 → 人数×0.5室(少数点以下切り上げ)

子供 → 6歳以上の子供の人数×1室

※ 上記の式により算出される居室数は目安であり、実子及び委託・交流児童の年齢、性別、人数や、

<具体例>

世帯 人数	世帯構成員内訳 〈面積水準算出時の値〉					最低居住面積水準 (LDK等含む全体面積)		(参考) 必要居室数の 目安 (LDK除く)
	大人 〈1.0人〉	10歳以上 の子供 〈1.0人〉	6歳以上 10歳未満 〈0.75人〉	3歳以上 6歳未満 〈0.5人〉	3歳未満 〈0.25人〉	m ²	(参考) 畳 1畳=1.65m ²	
2	1	1				30	18.2	2室
3	1	2				40	24.2	3室
3	1	1	1			37.5	22.7	3室
3	1	1		1		35	21.2	2室
3	1	1			1	32.5	19.7	2室
3	2	1				40	24.2	2室
4	2	2				50	30.3	3室
4	2	1	1			47.5	28.8	3室
4	2	1		1		45	27.3	2室
4	2	1			1	42.5	25.8	2室
5	2	1	2			55	33.3	4室
5	2	1	1	1		52.5	31.8	3室
5	2	1	1		1	50	30.3	3室
5	2	1		2		50	30.3	2室
5	2	1		1	1	47.5	28.8	2室
5	2	1			2	45	27.3	2室